

平成29年 2月 1日

各チーム責任者 各位

(一社) 埼玉県ジュニアバスケットボール連盟 SJB 事務局

スポーツ安全保険加入について

各チーム責任者の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より当連名へのご理解、ご協力をうけたまわり心より御礼申し上げます。

さて、平成28年度も残すところ、あと僅かとなりました。

平成29年度への準備として「スポーツ安全保険加入」へのご案内を申し上げます。

当連盟事業または県協会は、学校教育活動外の活動であります。主催が中体連以外の場合、賠償責任が発生した場合、責任が活動主体者に問われる場合がございます。

また、学校教育活動外ため「スポーツ振興センター保険」の対象になりません。

当連盟の定款規則で定めた通り、当連盟の活動に参加する条件として「スポーツ安全保険」への加入は必須条件となります。また、選手だけでなく指導者、引率保護者の皆様にも万が一の時のために加入をお勧めします。

「スポーツ安全保険」加入のポイント

- 1 自分のチーム以外の活動に1年間を通して、SJB主催事業への参加（チーム、個人ともに）保険適用範囲を広げるために、必ず申し込み書の自分の**チーム名称の前に「SJB」と加入自チーム名称欄への記入をお願いします**。これにより、事業への参加の都度保険に加入する必要がなくなります。
- 2 新入生の加入が遅れますが、後ほど追加すればOKです。
- 3 紙媒体の案内書では、保険料支払いの後に領収書添付で確認書を送付して完了となります。
- 4 PCホームページからの加入もできます。簡単ですのでこちらを勧めております。
- 5 スポーツ安全保険への問い合わせは、スポーツ安全協会 048-779-9580 まで。